

定住自立圏の形成に関する協定書の 一部を変更する協定書

令和3年 10月

豊岡市・朝来市



定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

豊岡市（以下「甲」という。）と朝来市（以下「乙」という。）とは、平成24年7月3日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、その一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

医療体制の確保	取組の内容	圏域の医療体制を維持するため、公的医療機関等の医師など、医療資源の確保に向けた取組を行う。
	甲の役割	(1) 乙や関係市町等と連携し、医師、看護師などの確保に向けた取組を行うとともに、取組の調整を図る。 (2) 乙や関係市町等と連携し、適正受診の啓発や、医療情報の提供のための取組を行うとともに、取組の調整を図る。 (3) 乙と連携し、医師確保のために必要な支援を行う。
	乙の役割	(1) 甲や関係市町等と連携し、医師、看護師などの確保に向けた取組を行う。 (2) 甲や関係市町等と連携し、適正受診の啓発や、医療情報の提供のための取組を行う。 (3) 甲と連携し、医師確保のために必要な支援を行う。
周産期医療体制及びネットワークの整備	取組の内容	但馬こうのとり周産期医療センターの機能の充実を図る。 南但馬の分娩体制を維持するため、公立八鹿病院と公立豊岡病院との周産期医療ネットワークの構築に向けた検討を行う。
	甲の役割	(1) 乙や関係市町等と連携し、圏域のハイリスク患者に対応する但馬こうのとり周産期医療セ



		<p>ンターの運営に必要な費用を負担するとともに、取組の調整を図る。</p> <p>(2) 乙や関係市町等と連携し、圏域の周産期医療ネットワークの構築に向けた検討を行うとともに、取組の調整を図る。</p>
	乙の役割	<p>(1) 甲や関係市町等と連携し、圏域のハイリスク患者に対応する但馬こうのとり周産期医療センターの運営に必要な費用を負担する。</p> <p>(2) 甲や関係市町等と連携し、圏域の周産期医療ネットワークの構築に向けた検討を行う。</p>
救急医療体制の充実	取組の内容	<p>ドクターカーの安定的な運行により、圏域の救命率の向上及び後遺症の軽減を図る。</p> <p>また、圏域に小児救急医療電話相談を共同で設置し、症状に応じた適切な対処方法、受診への助言等を行う。</p>
	甲の役割	<p>(1) 乙や関係市町等と連携し、ドクターカーの安定的な運行に取り組むとともに、運行に必要な費用を負担する。</p> <p>(2) 乙や関係市町等と連携し、小児救急医療電話相談を設置するとともに、運営に必要な費用を負担する。</p>
	乙の役割	<p>(1) 甲や関係市町等と連携し、ドクターカーの安定的な運行に取り組むとともに、運行に必要な費用を負担する。</p> <p>(2) 甲や関係市町等と連携し、小児救急医療電話相談を設置するとともに、運営に必要な費用を負担する。</p>

2 教育

芸術文化観光専門職大学との連携	取組の内容	芸術文化観光専門職大学が有する機能や多様な専門的人材の知識を最大限活用するとともに、学生の地域活動による新たな価値の創造と地域への定着を図る。
	甲の役割	乙や芸術文化観光専門職大学、兵庫県、関係市町等と連携し、取組の調整を図る。

	乙の役割	甲や芸術文化観光専門職大学、関係市町等と連携し、取組を進める。
--	------	---------------------------------

3 防災

防災力の向上	取組の内容	大規模災害発生時における相互応援協定に基づき、圏域の応援体制の強化を図る。
	甲の役割	乙や関係市町等と連携し、災害時における必要な資機材や物資の斡旋・提供、職員の派遣や被災者の受入れ等、応援体制の強化を図る。
	乙の役割	甲や関係市町等と連携し、災害時における必要な資機材や物資の斡旋・提供、職員の派遣や被災者の受入れ等、応援体制の強化を図る。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

令和3年10月6日

豊岡市中央町2番4号

甲 豊岡市

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎



朝来市和田山町東谷213番地1

乙 朝来市

朝来市長 藤 岡 勇

